

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長	
税 目	所得税・法人税	
要 望 の 内 容	<p>公害防止用の特定設備（300万円以上の活性炭吸着回収装置）の取得に係る特別償却制度の適用期限を平成24年度末までの2年間延長する。 [活性炭吸着回収装置] テトラクロロエチレン等を活性炭により吸着して回収する装置</p> <p>（租税特別措置法第11条、第43条、第68条の16）</p>	
	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>－ 百万円 （▲200百万円 の内数）</p>

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>クリーニング業においてはドライクリーニング溶剤としてテトラクロロエチレンを使用しているが、テトラクロロエチレンは健康被害及び環境汚染を引き起こすことから、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等により環境規制が行われており、活性炭吸着回収装置の導入により当該環境基準を満たし、公害防止対策の円滑な推進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>クリーニング業はテトラクロロエチレン排出量の大部分を占めており、排出抑制基準を超過する濃度が依然として測定されている（平成20年度環境基準超過施設割合＝6.0%（廃液）、3.3%（排気） 厚生労働省調査＝「ドライクリーニング溶剤の使用管理状況等に関する調査」による）。</p> <p>健康被害及び環境保全の防止の観点から、全てのドライクリーニング機に活性炭吸着式回収装置の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資（活性炭吸着回収装置の取得）については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となる。</p> <p>さらに資金力の脆弱な事業者に対し株式会社日本政策金融公庫等の政策金融による潤沢な資金供給を行うことで、円滑に本装置の導入が図られるよう措置を講じていく必要がある。</p>			
	今回の要望に関連	合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>基本目標Ⅱ 施策大目標5 施策中目標1</p> <p>安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 生活衛生の向上・推進を図ること 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること</p>
			<p>政策の達成目標</p>	<p>健康被害及び環境保全の防止のため、全てのドライクリーニング機における活性炭吸着回収装置導入の促進が必要不可欠</p>
			<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>平成23年4月1日から平成25年3月31日まで （平成23年度～平成24年度）</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>活性炭吸着回収装置導入の促進</p>	

		政策目標の達成状況	<p>原材料価格の高騰、コインランドリーの普及等によるクリーニング支出の減少、円高による国内民需の減速、新素材の開発・普及等、衣類の多様化に伴うクリーニング事故に対する苦情の増加、大規模企業による取次チェーン店の展開や無店舗型取次サービスといった新しい営業形態を採る企業の参入等による過当競争の激化などにより中小零細のクリーニング業者にとって国内市場は依然として厳しい経営環境にあり、先行きの不透明感から必要最低限の設備更新・改修しか行わない状況に陥りやすい中、本税制措置により設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)が行われており、環境基準を満たす施設数の増加に寄与している。</p>												
有効性	要望の措置の適用見込み	平成23年度 60百万円(活性炭吸着回収装置取得額合計)													
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>厚生労働省調査＝「ドライクリーニング溶剤の使用管理状況等に関する調査」において、活性炭吸着式処理装置の導入が平成18年度82.8%から平成20年度84.2%と微増ながら促進されたことにより、廃液中の溶剤濃度を測定した調査によると、排出基準を超過している施設数の割合は平成18年度7.4%から平成20年度6.0%へと減少、また、排気中の溶剤濃度が環境基準を超過している施設数の割合も平成18年度5.5%から3.3%へと減少しており、引き続き、本税制措置により人体に有害なテトラクロエチレンの排出を抑制することが必要である。</p>													
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—													
	予算上の措置等の要求内容及び金額	株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付における貸付計画額として1,400億円(H22)を確保するとともに、貸付制度の充実を図る。													
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	クリーニング業を営む者に対して株式会社日本政策金融公庫による低利融資及び本税制措置により活性炭吸着回収装置の取得を促進し、公害防止対策の円滑な推進を図ることとしている。													
	要望の措置の妥当性	<p>国民の日常生活に極めて深い関係のあるクリーニング業は、我が国の経済活動の中で相当規模で、雇用面でも大きな役割を担っており、ノウハウを生かし、競争力の向上や新たなニーズに柔軟に対応していくこと、或いは関連新規分野に進出していくためには、一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に投資促進等の動機付けを与える必要があり、制度延長が適当であると考えられ、対象が限定される補助金や財政投融資による措置は必ずしも妥当な措置ではない。</p>													
果に適用税これ税特別措置の租税特別措置の適用実績	○ 活性炭吸着回収装置	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(取得台数)</th> <th>(設備取得合計額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td>24</td> <td>49百万円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>27</td> <td>43百万円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>26</td> <td>32百万円</td> </tr> </tbody> </table>		(取得台数)	(設備取得合計額)	平成19年度	24	49百万円	平成20年度	27	43百万円	平成21年度	26	32百万円	
	(取得台数)	(設備取得合計額)													
平成19年度	24	49百万円													
平成20年度	27	43百万円													
平成21年度	26	32百万円													

	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>厚生労働省調査＝「ドライクリーニング溶剤の使用管理状況等に関する調査」において、活性炭吸着式処理装置の導入が平成18年度82.8%から平成20年度84.2%と微増ながら促進されたことにより、廃液中の溶剤濃度を測定した調査によると、環境基準を超過している施設数の割合は平成18年度7.4%から平成20年度6.0%へと減少、また、排気中の溶剤濃度が環境基準を超過している施設数の割合も平成18年度5.5%から3.3%へと減少しており、引き続き、本税制措置により人体に有害なテトラクロエチレンの排出を抑制することが必要である。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>環境保全、健康被害の防止のため、全てのドライ機に活性炭吸着回収装置導入の促進が必要不可欠</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>活性炭吸着回収装置の導入が図られているが、クリーニング需要の減少に伴う市場規模の縮小や原油価格の高騰に伴う収益の圧迫により設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)が控えられていること等により十分な状況とは言えない。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>創設年度 平成5年 期限切れごとに延長要望(直近は、平成21年度)</p>	